

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定

- 高齢者施設の職員が新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者となった場合や、入所者に感染が発生し、濃厚接触者とその他の利用者とを分けて介護する場合には、職員の確保が課題となる。
- 法人内で対応できない場合、他の施設と連携して当該施設に対する支援を行えるよう、応援体制を構築する必要がある。
- 一部の区市町村では、独自に応援職員派遣のスキームを構築しており、都の協定はこうした地域の取組を補完するものとする。

協定の締結

<締結先>

- ・東京都社会福祉協議会（特養、養護、軽費）
- ・東京都老人保健施設協会（老健）

<内容>

- ・協力施設の登録や、派遣に向けての説明会など、平時から連携・調整を図る（右図◎）
- ・感染発生施設の人員不足に対し、法人内、さらに区市町村内で応援の調整がつかず、区市町村から都に職員の派遣依頼（右図⑤）があった場合に、都からの協議依頼（右図⑥）に応じてコーディネートを行う（右図⑦）

職員派遣費用への補助

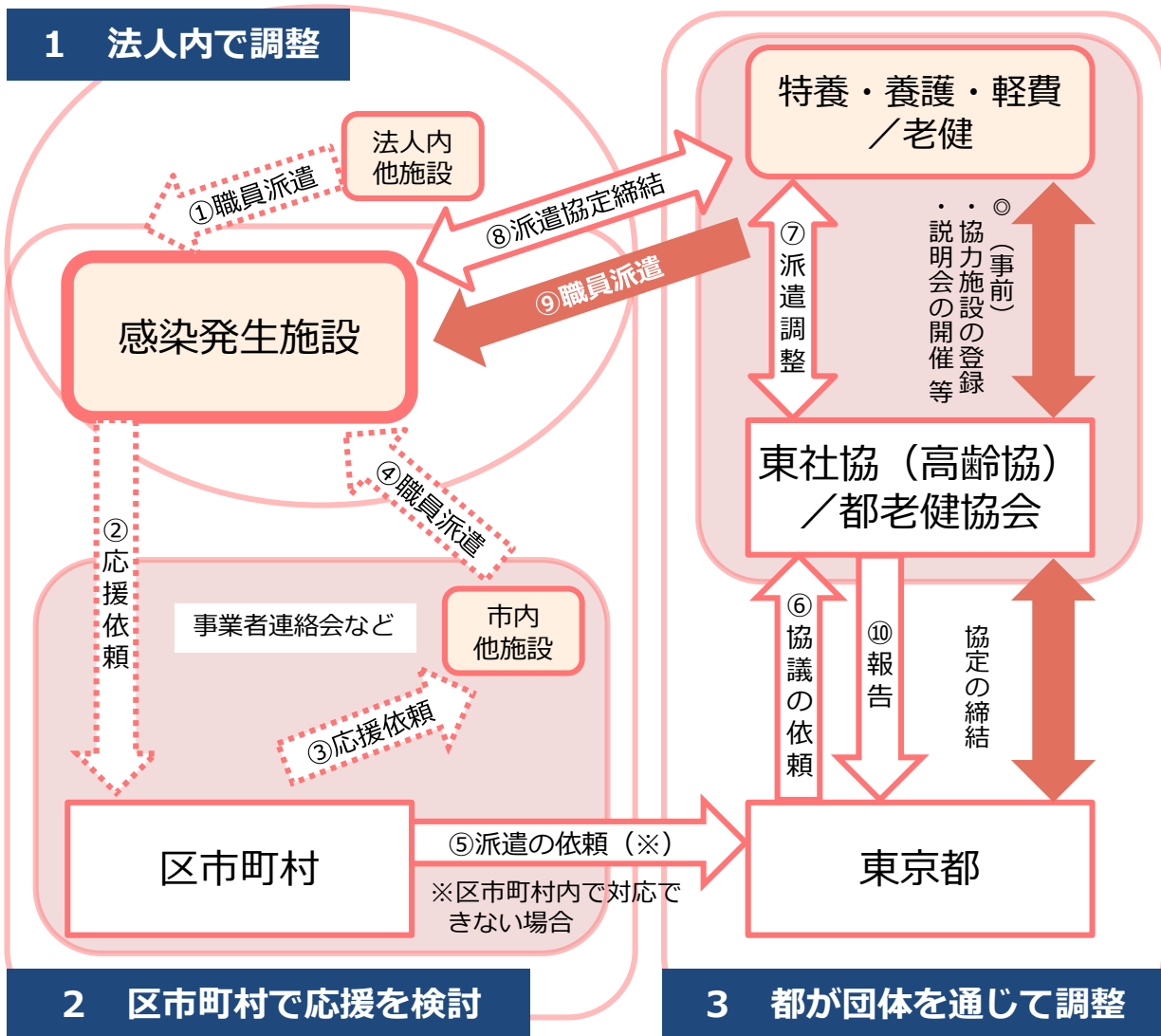
「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」（国2/3、都1/3、補助基準額19千円/定員1人当たり）により、職員派遣を行った施設に補助を行う。

* 中核市である八王子市においては、市が上記補助を実施

<対象経費>

職員を応援派遣するための諸経費：職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等（右図①④⑨）

1 法人内で調整



2 区市町村で応援を検討

3 都が団体を通じて調整